日本学生支援機構　給付奨学金（新制度）「現況届（兼通学形態変更届）」の提出手続きについて（入力）

在学予約採用者

重　要

はじめに

- 新制度の給付奨学金の在学予約採用者は必ず「現況届（兼通学形態変更届）」により在学予約採用の申し込み時の状況から変更がないか等を届け出る必要があります。
  以下の「手続きの流れ」（3）の入力期間を確認し、必ず決められた期間内に提出（入力）してください。
- 旧制度の給付奨学金から切り替えを行った方、休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。
- 今回入力した情報等に基づいて給付奨学金の支援区分の見直しを行います。支援区分確定後の支給月額は10月の振込みから反映します。なお、支給月額は10月上旬以降にスカラネット・パーソナルでご確認ください。
- 第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の支援区分が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。
- 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）に事前登録

「現況届（兼通学形態変更届）」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、
スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。
◆スカラPSの登録について⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

（2）「現況届（兼通学形態変更届）」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、以下に続く「入力準備用紙」を作成してください。
また、届出内容によっては証明書類等の提出が必要ですので、６ページ目を参照して用意してください。（ 例：自宅外通学の場合は、自宅外通学の証明書類が必要。）
書類の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

（3）スカラPSより「現況届（兼通学形態変更届）」を提出（入力）

○入力期限（4月採用者全員） 5月12日(火)厳守

※入力可能時間　8：00～25：00

○書類郵送期限（6ページに該当する方のみ）
5月15日(金)湘南校舎 書類必着
※提出書の書式や郵送先は、教育支援課HPに掲載されています。

⚠ 採用月によって入力期間が異なります。
必ず期日までに入力してください。
「現況届（兼通学形態変更届）」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、
支援区分の確認ができず、１０月から振込みが止まる可能性があります。

「現況届（兼通学形態変更届）」入力画面の推奨環境
ＯＳ(オペレーティング・システム)：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上
ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome
※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。
※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『現況届（兼通学形態変更届）』入力準備用紙

「現況届（兼通学形態変更届）」を提出（入力）する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1／7画面

A－現況届（兼通学形態変更届）提出について

「現況届（兼通学形態変更届）」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在籍していること等を確認するための大切な届出です。
本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

B－誓約欄

給付奨学生の現況届（兼通学形態変更届）提出にあたっては、
正しく記入することを誓約します。

正しく生年月日を入力してもエラーになる場合は、学校に確認してください。

半角数字
令和 [　] 年 [　] 月 [　] 日

誓約日付は入力当日の日付を和暦で正しく入力してください。

姓（15文字以内）　名（15文字以内）
氏名（全角カナ） [　] [　]

生年月日（和暦） [　][　] 年 [　] 月 [　] 日生
半角数字

2／7画面

C－あなたの個人情報

★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。

第一種奨学金を併給している場合は、第一種貸与明細も表示されます。

D－在籍状況の確認

あなたは〇〇大学（短期大学・専修学校・高等専門学校）に在籍していますか。

〇在籍しています　〇在籍していません

「在籍していません」を選択した場合は、提出期限の翌月から振込保留となります。
別途、退学等による給付終了の届出が必要です。

E－あなたの国籍情報

★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。

（表示される内容）　<u>あなたの国籍、在留資格、在留期間（満了日）、永住意思</u>

国籍、在留資格等に変更はありますか。
変更がある場合や在留期間（満了日）が到来している場合は「はい」を選択して、変更後の国籍情報等を選択（入力）してください。

〇はい　〇いいえ

国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間を更新（延長）した場合は、証明書類（「在留カード」のコピー等）の提出が必要です。（6ページ目参照）
<u>在留期間が満了していたり、在留資格を変更した場合は、証明書類が提出されるまで振込みが止まります。</u>

3／7画面

F－他の給付金受給状況

他の給付金
- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

他の給付金の受給状況に変更はありますか。
（ハローワークや役所からあなた本人が受けている給付金があれば、上記に該当するものがないか必ず確認してください。）

→ <u>受給していないと登録されている方</u>には、以下の問いが表示されます。

〇受給状況に変更ありません
〇受給状況に変更があります（現在、受給している）→ 受給開始年月　西暦（4桁） [　] 年 [　] 月　半角数字

2020年3月以前から受給している場合は、「2020年4月」と入力してください。

<u>上記給付金と日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。</u>申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。また、受給開始年月が遡及する場合も、その間に振込重複期間がある場合、返金が必要となります。

「受給状況に変更があります（現在、受給している）」を選択すると、「受給開始年月」欄が活性化します。<u>入力した受給開始年月から給付月額を0円とします。</u>なお、第一種奨学金を併給している場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます。

→ <u>受給していると登録されている方</u>には、以下の問いが表示されます。

〇受給状況に変更ありません
〇受給状況に変更があります（現在、受給していない）

上記給付金を受給しなくなり機構の<u>給付奨学金の支給を再開するためには、別途届出が必要です。</u>届出の提出については、学校にお問い合わせください。

G－あなたの住所情報

★登録済みのあなたの住所情報が表示されますので、確認してください。

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。

（表示される内容）　<u>あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号</u>

現住所、電話番号に変更はありますか。
変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください。

〇はい　〇いいえ

現住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、<u>変更がない項目も入力する必要があります。</u>

4／7画面

H－生計維持者情報

★登録済みの生計維持者の情報が表示されますので、確認してください。

1. 生計維持者①に変更がありましたか。

○人物の変更はありません
↓
以下に該当するものを選択してください。
- ○姓の変更・生年月日の訂正どちらもありません
- ○姓の変更があります
- ○生年月日の訂正があります
- ○姓の変更及び生年月日の訂正があります

名の変更は行うことはできません。
名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

○人物の変更があります（再婚等による人物の追加・変更）

★「生計維持者情報①（変更後）」欄が活性化するので、必要項目を入力してください。
（表示される内容）
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄

○人物の変更があります（死亡、離婚等による人物の削除）

「生計維持者情報①（変更後）」欄に【生計維持者削除】と表示されます。
（設問H－2は入力不要（非活性））

2. 生計維持者①の現住所及びその他確認事項を入力してください。

・生計維持者①の現住所を入力してください。

その他確認事項

(1)生計維持者①のマイナンバーを提出する準備はできていますか。　○準備できている　○これから準備する　○その他

（注1）「その他」を選択した場合は、提出できない事情を選択してください。
- ○海外住居等によりマイナンバーの交付を受けていないため提出できない
- ○病気等により署名できないため提出できない
- ○その他の事情により提出できない

（注2）生計維持者の人物を追加・変更した場合は、支援区分の確認（見直し）のため、その人のマイナンバーの提出が必要です。（6ページ目参照）　提出できない場合は別途毎年、所得証明書等の証明書類の提出が必要になります。

(2)生計維持者①は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。　○はい　○いいえ

(3)生計維持者①は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。　○はい　○いいえ

3. 生計維持者②に変更がありましたか。

○人物の変更はありません
↓
以下に該当するものを選択してください。
- ○姓の変更・生年月日の訂正どちらもありません
- ○姓の変更があります
- ○生年月日の訂正があります
- ○姓の変更及び生年月日の訂正があります

名の変更は行うことはできません。
名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

○人物の変更があります（再婚等による人物の追加・変更）

★「生計維持者情報②（変更後）」欄が活性化するので、必要項目を入力してください。
（表示される内容）
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄

○人物の変更があります（死亡、離婚等による人物の削除）

「生計維持者情報②（変更後）」欄に【生計維持者削除】と表示されます。
（設問H－4は入力不要（非活性））

4. 生計維持者②の現住所及びその他確認事項を入力してください。

・生計維持者②の現住所を入力してください。

その他確認事項

(1)生計維持者②のマイナンバーを提出する準備はできていますか。　○準備できている　○これから準備する　○その他

（注1）「その他」を選択した場合は、提出できない事情を選択してください。
- ○海外住居等によりマイナンバーの交付を受けていないため提出できない
- ○病気等により署名できないため提出できない
- ○その他の事情により提出できない

（注2）生計維持者の人物を追加・変更した場合は、支援区分の確認（見直し）のため、その人のマイナンバーの提出が必要です。（6ページ目参照）　提出できない場合は別途毎年、所得証明書等の証明書類の提出が必要になります。

(2)生計維持者②は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。　○はい　○いいえ

(3)生計維持者②は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。　○はい　○いいえ

5／7画面

I－資産情報

1. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が一人の場合は1,250万円未満）ですか。

○はい　○いいえ

2. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ記入してください。
（1万円未満切り捨て）

あなた		万円	
生計維持者①		万円	独立生計の場合は非活性
生計維持者②		万円	生計維持者が1人、又は独立生計の場合は非活性
合計		万円	

対象となる資産の範囲
現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）。
※入力内容に虚偽があった場合は、受け取った奨学金の100分の140を返金しなければならないことがあります。

「いいえ」を選択した場合、又は資産の合計額が基準を超える場合は、支援区分外となり、10月から来年9月まで給付奨学金の支給が停止されます。

５／７画面（続き）

3.（「Hー生計維持者情報」画面（4／7画面）で確認・入力した内容によって、表示される画面が異なります。）

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

〇父又は母と死別した。
〇父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
〇父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
〇その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類（下記表参照）の提出を後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。　〇はい　〇いいえ

独立生計者（あなたが生計維持者）の場合

生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

〇両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
〇父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
〇わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
〇その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

申告いただいた内容について、後日確認する場合があります。上記の申告に間違いありませんか。　〇はい　〇いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

〇両親（父母）と死別した。
〇両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
〇わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。
（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
〇その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類（下記表参照）の提出を後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。　〇はい　〇いいえ

事象	証明書類（例）
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本　・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書　・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本　及び　・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

６／７画面

Jー通学形態の確認

・自宅通学とは、学生が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
・自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れて（生計維持者の単身赴任等は含まない。）家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。
① 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下（目安）
⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合
・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等 のもとから通学する場合は「自宅通学」となります。

通学形態に変更ありますか。
（登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。）

→ 通学形態が「自宅通学」と登録されている場合は、以下の問いが表示されます。
〇通学形態は変更ありません
〇通学形態を変更しました（自宅通学から自宅外通学）
自宅外住所への入居年月日　西暦（4桁）［　　］年［　］月［　］日

→ 通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合は、以下の問いが表示されます。
〇通学形態は変更ありません
〇通学形態を変更しました（自宅外通学から自宅通学）
自宅外住所からの退去年月日　西暦（4桁）［　　］年［　］月［　］日
〇自宅外通学の要件①～⑤に該当しません

自宅外通学のままの場合及び自宅外通学へ変更した場合は、自宅外通学の月額を適用しますが、追って自宅外通学の証明書類の提出が必要です。
未提出の場合は自宅外通学の月額が認められず、自宅通学の月額に変更になります。
また、証明書類を提出しても、機構の審査により自宅外通学の要件に該当しないことが判明した場合は、自宅通学の月額に変更になります。

2020年3月以前から自宅外通学又は自宅通学だった場合は、「2020年4月1日」と入力してください。

通学形態を変更した場合は、入居年月日又は退去年月日に基づき、月額を変更します。

7／7画面

Kーあなたの通学状況

1. 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所が表示されますので、確認してください。

キャンパスの住所に変更はありますか。

変更がある場合「はい」を選択して、表示される「キャンパスの住所（変更後）」欄に変更後の住所を入力してください。

〇はい　〇いいえ

2. 「Hー生計維持者情報」画面（4／7画面）で確認・入力した生計維持者の現住所が表示されますので、確認してください。
（生計維持者の現住所が誤っている場合は、「Hー生計維持者情報」画面に戻って変更してください。）

★以下の設問は「Jー通学形態の確認」画面（6／7画面）の選択内容から、自宅外通学となっている方のみ表示されます。

- 自宅通学で登録されている方が、「通学形態を変更しました（自宅通学から自宅外通学）」を選択した場合
- 自宅外通学で登録されている方が、「通学形態変更なし（＝自宅外通学のまま変更なし）」を選択した場合

3. 「自宅外」が適用される要件は、次の通りです。

あなたが該当するもの全てを選択してください。
いずれも該当しない場合は前画面に戻って、通学形態を選択し直してください。

- □①実家（生計維持者いずれもの住所）から学校までの通学距離が片道60キロメートル以上
- □②実家から学校までの通学時間が片道120分以上
- □③実家から学校までの通学費が月一万円以上
- □④実家から学校までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間1時間以内に利用できる交通機関の運行本数が1本以内
- □⑤上記①～④に当てはまらないが、やむを得ない特別な事情により、**学業との関連で、**自宅（実家）からの通学が困難

自宅外通学の要件に該当しない場合
- 自宅通学で登録済みの場合は、6／7画面に戻って「通学形態に変更はありません」を選択。
- 自宅外通学で登録済みの場合は、6／7画面に戻って「自宅外通学の要件①～⑤に該当しません」を選択。

社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず、要件⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、「支障が生じる理由」欄に「施設等・里親のもとを離れて生活している」旨を入力してください。

独立生計者の場合も同様に要件⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、「支障が生じる理由」欄に、独立生計の旨を入力してください。

（いずれの場合も、自宅外通学の証明書類の提出は必要です。）

上記で「⑤やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が困難」と答えた方は、自宅（実家）から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

〇支障が生じる　〇支障が生じない

「支障が生じる」と答えた方は、支障が生じる理由を以下に記入してください。
（全角100文字以内）

※自宅外通学の月額の支給を受けるためには、証明書類（「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピー）の提出が必要です。（6ページ目を参照）

最後に、全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。
（明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。）

入力時の留意点

- 入力中、1つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 7／7画面まで入力すると、入力内容確認画面「**現況届（兼通学形態変更届）情報一覧**」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。
- 「**現況届（兼通学形態変更届）情報一覧**」の内容に誤りがなければ「**送信**」**ボタン**を押してください。
送信後に内容訂正が必要になった場合、提出期間内であれば訂正が可能です。
- **送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。**
- 入力時の情報は、在学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。（個人が特定されることはありません。）

！！必ず記入してください！！
あなたの受付番号は（21桁）□□□□□□□ － □□□□□□□ － □□□□□□□

提出書類について（該当者のみ）

自宅外通学の証明書類	・自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、機構で自宅外通学の認定を受ける必要があります。 ・自宅外通学の証明書類（賃貸借契約書、入寮許可証等）を、「給付奨学金『自宅外通学証明書類』提出書」とともに学校に提出してください。 「給付奨学金『自宅外通学証明書類』提出書」は、学校から配付される「給付奨学生のしおり」に掲載されているものを使用するか、もしくは所定の様式を学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類の提出がない場合や、審査のうえ自宅外と認定されなかった場合は、自宅通学の月額に変更されます。	提出期限 「現況届(兼通学形態変更届)」提出後、速やかに
在留資格の証明書類	・国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間（満了日）を更新した場合は、在留資格に関する証明書類（「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」の表裏両面コピー、「住民票の写し」等）を、「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」とともに学校に提出してください。 「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」は、学校から配付される「給付奨学生のしおり」に掲載されているものを使用するか、もしくは所定の様式を学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか機構で確認できるまでは、給付奨学金の振込みが止まります。	提出期限 「現況届(兼通学形態変更届)」提出後、速やかに
マイナンバー	・機構は、あなた及び生計維持者のマイナンバーを利用して家計状況を確認し、毎年、支援区分の確認（見直し）を行います。 ・生計維持者を追加・変更し新たな生計維持者を設定（入力）した場合は、その人のマイナンバーの提出が必要です。 また、給付奨学金申込み時に、事情によりあなた又は生計維持者のマイナンバーが未提出の場合も提出をお願いします。 「現況届（兼通学形態変更届）」提出後に、あなた宛にマイナンバーを提出するための書類（マイナンバー提出書）を送付しますので、速やかに機構に提出してください。 （事情によりマイナンバーの提出ができない場合は、収入に関する証明書類の提出が必要になります。） ・提出が遅れると支援区分が確認できず、10月から振込みが止まる可能性があります。	提出期限 「マイナンバー提出書」到着後、速やかに

月額の変更について

① 給付奨学金は、次の要件によって給付月額に変動があります。
- 支援区分の見直しによる変更
  （毎年夏ごろに機構で支援区分の見直しを行い、10月振込みより支給月額に反映します。）
- 通学形態による変更
  （現況届提出期間以外でも必ず通学形態変更の届出が必要です。自宅外通学に変更となる場合は、通学形態変更の届出と自宅外通学に関する証明書類を提出してください。）
- 他の国費による給付金（※）受給による変更
  （他の国費による給付金を受給している期間は、給付奨学金を併給できません。その期間は給付月額が0円となり、給付奨学金を受給した期間としてカウントされます。）

※他の国費による給付金
- 教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- 訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- 高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- 職業転換給付金＜訓練手当＞
  【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

② 第一種奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額が調整（上限額が制限）されます。